第７期（令和６～８年度）

入善町障害福祉計画

第３期（令和６～８年度）

入善町障害児福祉計画

令和６年３月

入　善　町

目　次

第１章　計画の策定にあたって 3
計画策定の背景及び趣旨 3
計画の位置づけ 5
計画における基本理念 6
障害福祉サービスや支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 8
相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 9
障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 10
計画の期間 11
第２章　入善町の障がい者の現状 12
障害者手帳所持者数の推移 12
身体障がい者 14
知的障がい者 17
精神障がい者 19
第３章　サービス等の目標値 21
福祉施設の入所者の地域生活への移行 21
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 22
地域生活支援拠点等が有する機能の充実 23
福祉施設から一般就労への移行等 24
障がい児支援の提供体制の整備等 27
相談支援体制の充実・強化等 29
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 31
発達障がい者等に対する支援について 32
第４章　障害福祉サービス等の提供と見込み量確保の方策 33
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系 33
訪問系サービス 34
日中活動系サービス 35
居住系サービス 37
相談支援 38
第５章　障害児通所支援等の提供と見込み量確保の方策 39
障害児通所支援 39
障害児相談支援 40

第６章　地域生活支援事業の見込み量と確保の方策 41
必須事業 41
任意事業 44
第７章　計画の推進に向けて 46
制度の普及啓発と地域住民の理解の促進 46
関係機関等の連携 46
計画の評価・進捗管理 47
資料 48
計画策定の主な経過 48
新川地域自立支援協議会設置要綱 49
新川地域自立支援協議会委員名簿 51

※「障害」と「障がい」の表記について

この計画書では、「障害」の「害」という漢字の表記については、「害」という漢字が持つマイナスイメージや当事者の意見から、ひらがなで「障がい」と表記しています。

ただし、法令等の用語としての「障害」と規定されている用語等については、漢字で表記しています。

第１章　計画の策定にあたって

計画策定の背景及び趣旨

（１）障害者自立支援法の成立

平成１８年度の障害者自立支援法の施行によって、障害者に最も身近な市町村が、福祉サービスの実施主体として位置づけられました。障害者自立支援法は、①障害者に対する福祉サービスを一元化する②安定的な財源を確保する③障害者の就労を推進する④サービスの支給決定を透明化、明確化する⑤地域の社会資源を活用するなど、障害者が地域で安心して暮らせる社会を目指し、施行されました。

（２）障害者自立支援法の改正

平成２２年１２月に障害者自立支援法の一部が改正され、①利用者負担の応能負担への見直し②障害者の範囲に発達障害が含まれることの明確化③地域移行支援・地域定着支援の個別給付化④障害児の通所サービスを市町村に移行⑤同行援護の創設などが実施されました。

（３）障害者総合支援法の成立

平成２４年６月には、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)に改正されました。同法では、①障害者の範囲に難病等を加える②重度訪問介護の対象拡大③ケアホームのグループホームへの一元化④障害支援区分への名称・定義の改正⑤地域生活支援事業の追加⑥ＰＤＣＡサイクルにそって障害福祉計画を見直し、サービス提供体制を計画的に整備するなど、平成２５年４月から順次施行（平成２６年度一部施行）されました。

（４）改正障害者総合支援法の成立

平成２８年５月、「①障害者の望む地域生活の支援」、「②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を改正の柱とした「改正障害者総合支援法」が成立し、入院時の重度訪問介護の利用を可能とすることや、低所得の高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）などが盛り込まれるとともに、平成２８年５月児童福祉法の改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することが定められており、一部の規定を除き、平成３０年４月１日から施行されました。

（５）計画の策定にあたり

町では、計画的にサービスの提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保のための方策を定め、平成１９年３月に第１期入善町障害福祉計画を策定しました。その後、障害福祉施策の見直しにより３年毎に障害福祉計画を策定しました。

令和６年３月に第６期障害福祉計画（第２期入善町障害児福祉計画）の計画期間が終了するにあたり、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、国から示された基本指針および計画の点検・評価を踏まえ、令和６年度～令和８年度を計画期間とする「第７期入善町障害福祉計画及び第３期入善町障害児福祉計画」を策定するものです。

（６）持続可能な地域の実現をめざした計画（計画と SDGs）

SDGs（エス・ディー・ジーズ：持続可能な開発目標）は 2015 年（平成 27 年）、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として 17 の目標と 169 の指標が設定されています。SDGs の「誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」とは、本計画が目指す障害福祉の理念の実現につながるものです。

また、本計画の基本理念は、SDGs の目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 11「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、SDGs が示す各目標とも共通するものです。

計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第８８条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第３３条の２０に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定しています。策定にあたっては国の定める「基本指針」に即することが規定されており、本計画もその内容を踏まえて策定したものです。なお、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体のものとして策定できるものとされているため、入善町においてはこれら２つの計画を一体的な計画として策定しています。

（２）町の計画との関係

本計画は、「第７次入善町総合計画」、「第３期　入善町障害者計画」等との整合性を保ちながら策定しました。

計画の位置づけ

計画における基本理念

障がい者等の自立支援や地域共生社会の実現に向け、課題となる「入所施設から地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行」、「障害福祉人材の確保・定着」、「障害者の社会参加を支える取組定着」などを促進するため、国の基本指針に基づき、第７期入善町障害福祉計画・第３期入善町障害児福祉計画では、以下の基本理念を掲げ施策を推進していきます。

（１）自己決定の尊重と意志決定の支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動・文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいや難病患者等に対しても、町内の身近な施設において、障がい種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、障がい者一人ひとりの実情に合わせた、きめの細かい支援体制を整備します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対して、「入善町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ちながら関係機関との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立をさけ、健やかな育成を図っていくための発達支援を強化します。

さらに、医療的ケアが必要な児童が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするため、関係機関が共通の理解に基づき、役割を分担しながら協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

（６）障がい福祉人材の確保・定着

多様化するニーズに対し、質の高いサービスを安定的に提供し続けるためには、障害福祉サービス事業所の福祉人材を確保することが必要不可欠です。そのため、県と連携しながら、専門性を高める研修の受講を促進し、人材育成を推進します。また、様々な機会や媒体を活用して、障がい福祉の現場で働くことの魅力を伝え、障がい福祉人材の確保を促進します。

（７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者が文化芸術に親しみ、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、図書館利用のアクセシビリティの向上を図り、視覚や聴覚に障がいのある人に対した読書や芸術鑑賞ができる環境の整備を推進し、障がい者の社会参加を促進します。

障害福祉サービスや支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスなどの提供体制の確保にあたっては、これまでの計画と同様に次の点に配慮してサービスの種類ごとに必要な量を見込んだ数値目標を設定し、計画的な整備を進めます。

（１）訪問系サービスの保障

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）のさらなる充実を図ります。

（２）日中活動系サービスの保障

地域で生活する障がい者の希望に応じたサービスを提供し、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、地域活動支援センター）について充実させます。

（３）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームや地域移行支援事業等の充実を図り、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を推進します。また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域における複数の機関が分担して拠点（以下「地域生活支援拠点等」という。）の機能を担う体制の整備と、必要な機能の充実を図ります。

（４）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉事業所から一般就労への移行を進めるとともに、その定着を進めます。

（５）強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において、適切な支援ができるよう、県と連携しながら人材育成を推進し、支援体制の強化を図ります。

（６）依存症対策の推進

依存症に対する正しい理解と偏見の解消を図るため、相談支援機関の職員に対する研修の受講を促進するとともに、相談支援機関及び医療機関の周知を図ります。また、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援を行う等により、依存症対策を図ります。

相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

自立した日常生活や社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築に努めます。

（１）相談支援体制の充実・強化

障がい者やその家族が抱える複合的な課題に対して、適切な関係機関と連携し、必要な支援につなげる質の高い相談支援機能が求められます。そこで、身近な地域で専門的な相談支援が受けられるよう、相談支援に従事する職員の人材確保と育成を図り、適切な相談支援が実施できる体制の充実を図ります。

また、現行の制度においては基幹相談支援センター等の重層的な仕組みが構築されており、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成など各種機能の更なる強化・充実を図ります。

（２）地域生活への移行や、地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

（３）発達障がい者等に対する支援体制の確保

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や適切な関わり方を身につけ、子どもの健やかな成長を育むことができるよう、必要な支援体制の確保を図ります。

（４）自立支援協議会の活性化

新川地域自立支援協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、障がい者福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たすために、障害福祉サービスの提供のあり方、地域課題の解決にむけた施策の提案や専門的助言を行い、地域福祉の向上に努めています。今後も関係機関と連携し、障がい者等が安心して地域で自立した生活を営む体制を整備し、適切な相談支援体制の強化を図ります。

障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第２条第２項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図った上で、障がい児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

（１）地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児とその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や発達段階に応じて必要となる支援を身近な場所で提供する体制を整備できるよう、関係機関との連携を推進します。また、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図るとともに、その地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加、包容の推進を図ります。

（２）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との連携を図りながら支援体制の構築に努めます。

（３）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

①重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等をはじめとした、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を活用し、支援体制の充実を図ります。また、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、相談支援専門員等を確保し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

②強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

（５）障害児相談支援の提供体制の確保

発達が気になる早期の段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、障がい者に対する相談支援と同様に、提供体制の構築に努めます。

計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

計画の期間

	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度	令和 １２年度	令和 １３年度	令和 １４年度
入善町障害者計画										
	第３期　入善町障害者計画									
										（見直し）
障害福祉計画 障害児福祉計画										
	第６期計画 **第２期計画**	**第７期計画** **第３期計画**			**第８期計画** **第４期計画**			**第９期計画** **第５期計画**		
	（見直し）			（見直し）			（見直し）			（見直し）

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第３項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
計画の性格	障害者のための施策に 関する基本的な計画	障害福祉サービス等の 確保に関する計画	障害児支援等の 確保に関する計画
計画の期間	入善町障害者福祉計画 ハートプラン２１ 平成15年度～平成24年度 ハートプラン 新入善町障害者計画 平成25年度～令和４年度 第３期 入善町障害者計画 令和５年度～令和14年度 第４期 入善町障害者計画 令和15年度～令和24年度	第１期計画 平成18年度～20年度 第２期計画 平成21年度～23年度 第３期計画 平成24年度～26年度 第４期計画 平成27年度～29年度 第５期計画 平成30年度～令和２年度 第６期計画 令和３年度～５年度 第７期計画 令和６年度～８年度	第１期計画 平成30年度～令和２年度 第２期計画 令和３年度～５年度 第３期計画 令和６年度～８年度

第２章 入善町の障がい者の現状

障害者手帳所持者数の推移

令和５年度の身体障害者手帳所持者は１,０５６人、療育手帳所持者（知的障害者）は１９０人、精神障害者保健福祉手帳所持者は１６０人となっています。身体障害者手帳及び療育手帳所持者数は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

表１　障害者手帳所持数の推移　(単位：人)

区分	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
身体障害者手帳	1,234	1,224	1,210	1,176	1,056
療育手帳	193	201	203	201	190
精神障害者保健福祉手帳	126	129	144	157	160
計	1,553	1,554	1,557	1,534	1,406
対人口比	6.3 %	6.4 %	6.5 %	6.5 %	6.1 %
人口	24,793	24,362	23,907	23,431	22,942

※各年４月１日現在

図１　障害者手帳所持数の推移

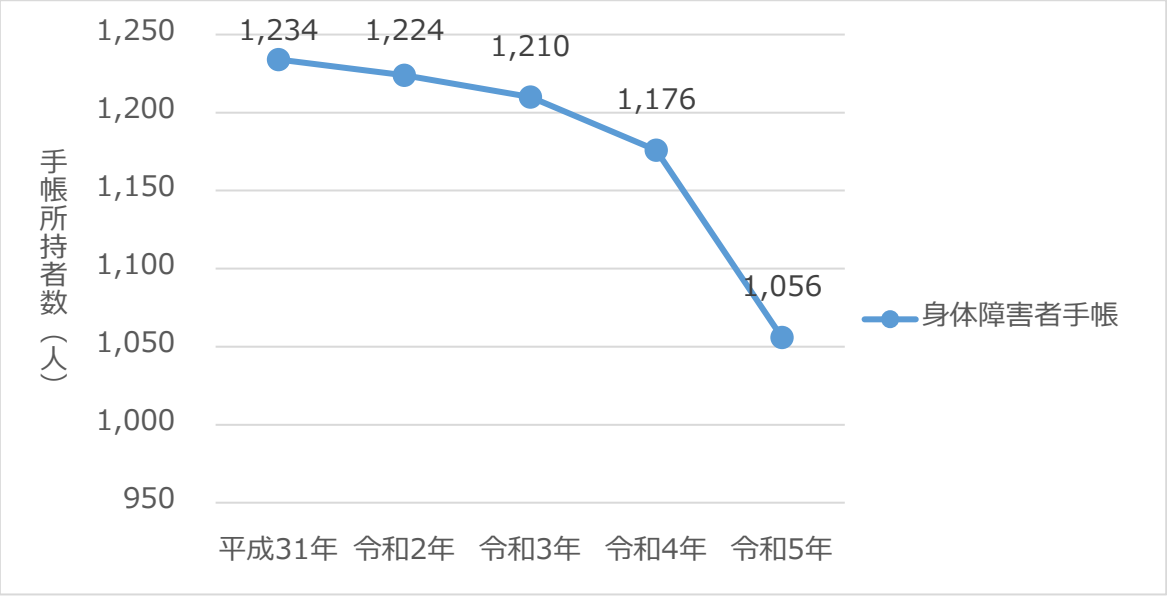

図２　障害者手帳所持者数の推移（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

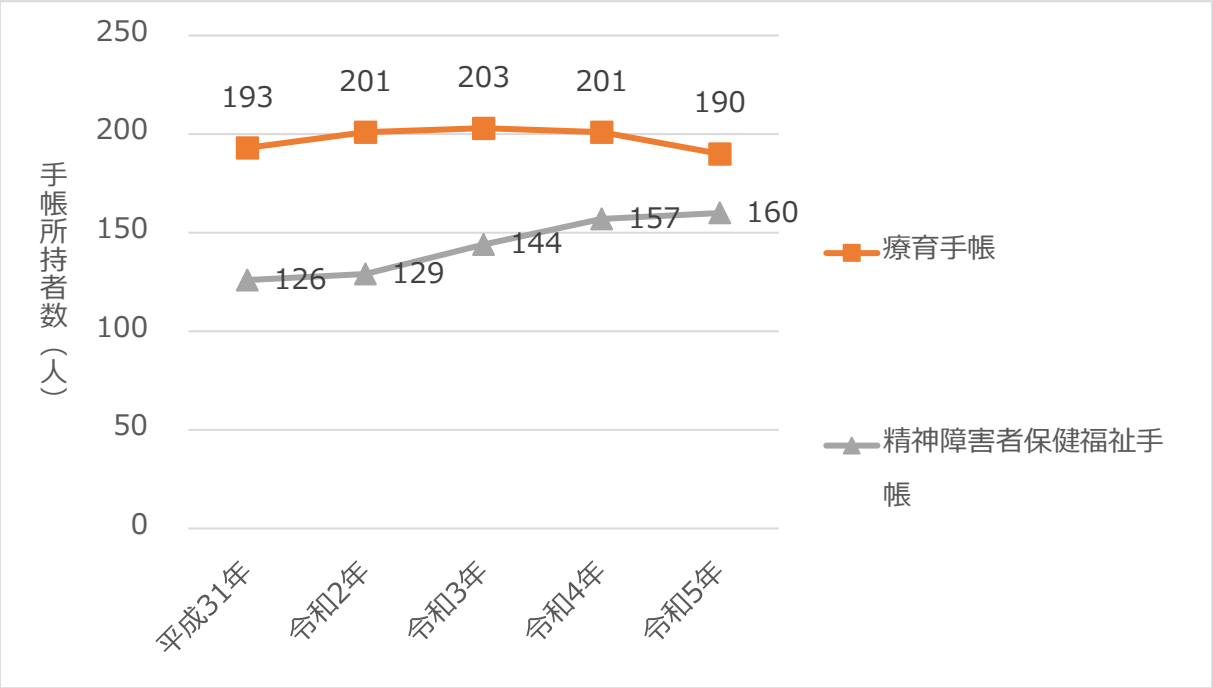

図３　総人口に占める各障害者手帳所持者数の割合（令和５年４月時点）

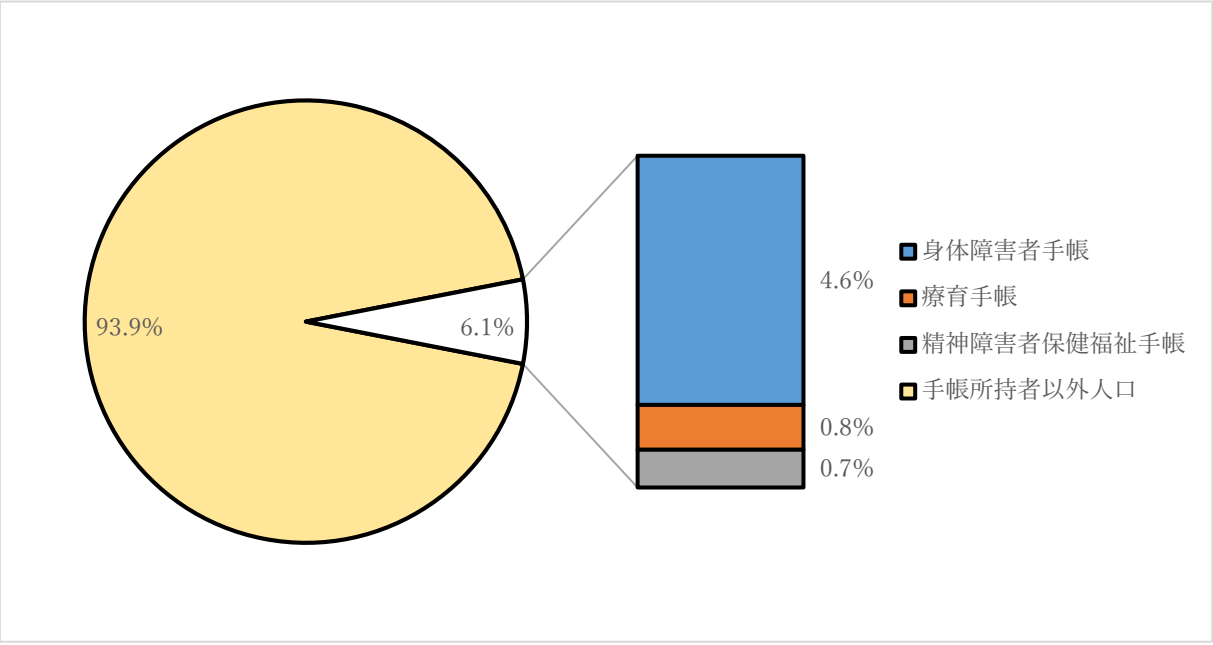

身体障がい者

令和５年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数は１,０５６人で、町人口に占める割合は４.６%となっています。障がい程度の構成比では、１級・２級が３８６人で３６.６%を占めています。年齢別の構成比では、６５歳以上が全体の７７.７%を占めています。

身体障がい者には、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がいという種類の別があります。障がい種類別では、肢体不自由が５４６人と最も多くなっています。

表２　身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）　(単位：人)

障がい等級	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	319	313	301	301	221
２級	169	174	178	170	165
３級	282	271	274	266	260
４級	310	319	310	298	292
５級	72	74	73	74	62
６級	82	73	74	67	56
身体障害者手帳所持者数	1,234	1,224	1,210	1,176	1,056

※各年４月１日現在

図４　身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）

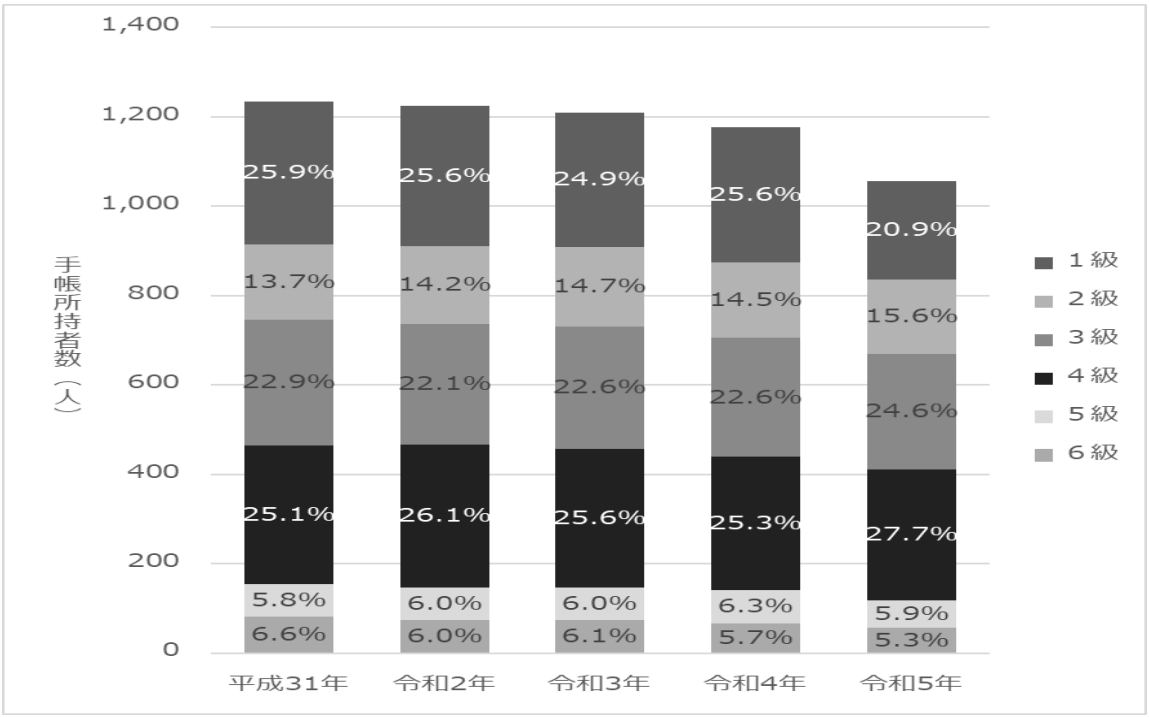

表３　身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）　(単位：人)

年齢	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
18 歳未満	11	11	10	11	9
18～64 歳	298	280	266	253	227
65 歳以上	925	933	934	912	820

※各年４月１日現在

図５　身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

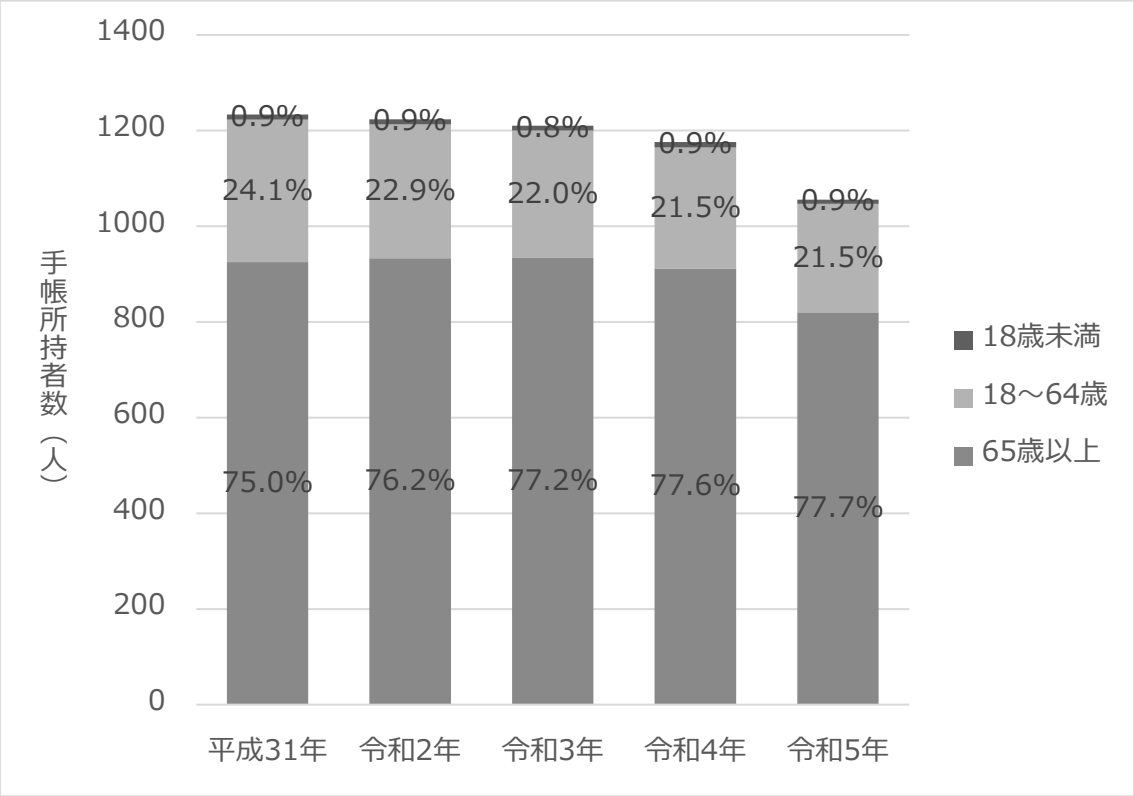

表４　身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）　　(単位：人)

障がい種類	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障がい	77	83	88	82	66
聴覚・平衡機能障がい	131	132	127	121	106
音声・言語・そしゃく機能障がい	13	12	12	12	11
肢体不自由	687	666	654	620	546
内部障がい	326	331	329	341	327

※各年４月１日現在

図６　身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）

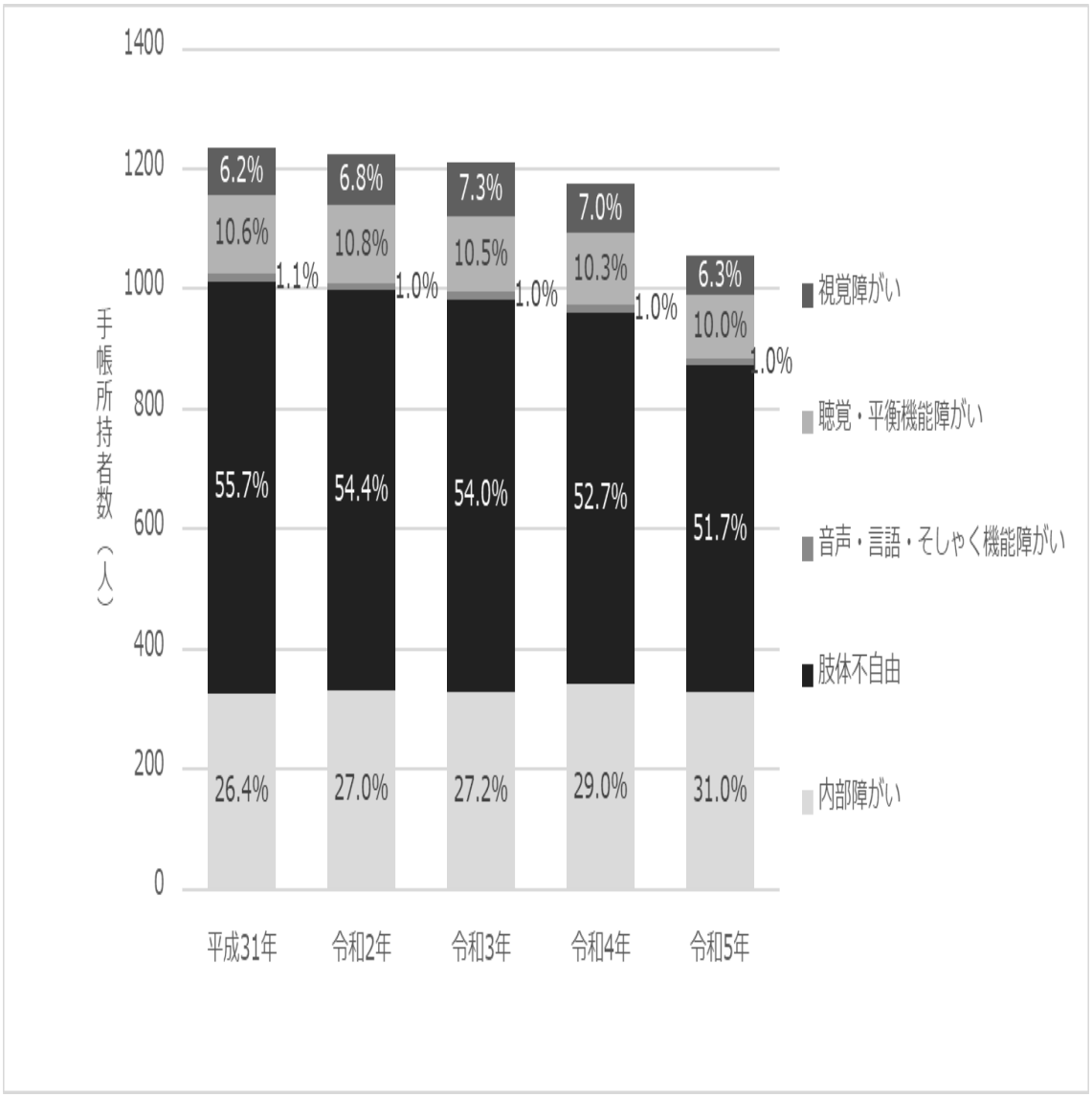

知的障がい者

令和５年４月１日現在の療育手帳所持者数は１９０人で、町人口に占める割合は０.８％となっています。平成３１年から令和５年の５年間ではほぼ横ばいで推移しています。障がい程度の構成比では、中軽度(Ｂ)が全体の５７.９％を占めています。

表５　療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

障がい程度	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
重度（A）	92	92	92	89	80
中経度（B）	101	109	111	112	110
療育手帳所持者数	193	201	203	201	190

※各年４月１日現在

図７　療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

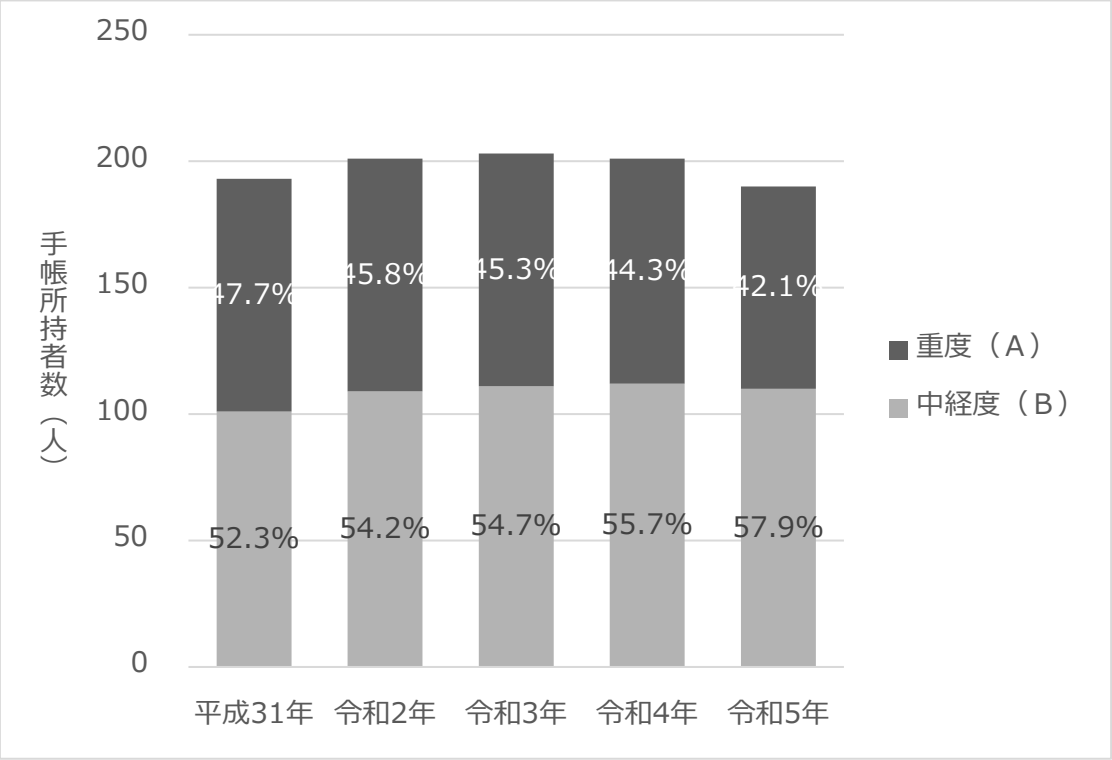

表６　療育手帳所持者数の推移（年齢別）　（単位：人）

年齢	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
18 歳未満	22	24	22	19	24
18 歳以上	171	177	181	182	166

※各年４月１日現在

図８　療育手帳所持者数の推移（年齢別）

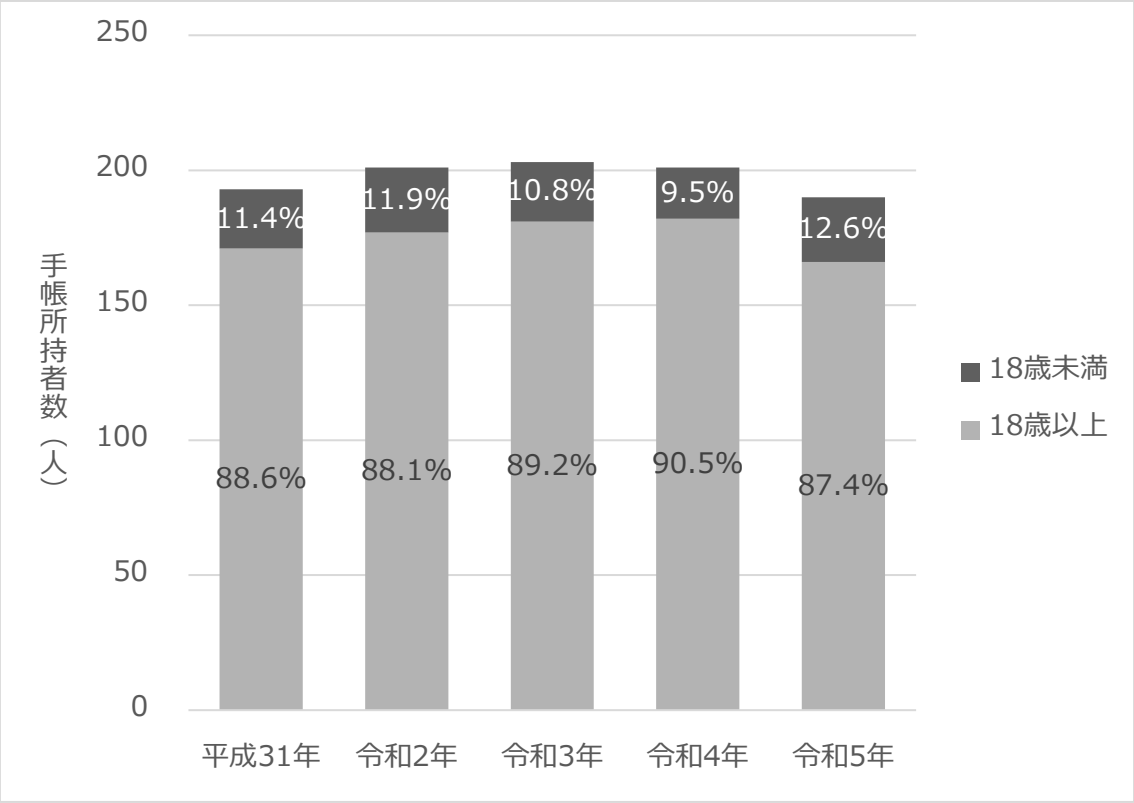

精神障がい者

令和５年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は１６０人で、町人口に占める割合は０.７％となっています。平成３１年から令和５年の間に１．２７倍に増加しています。障がい等級のいずれの級でも増加の傾向にあります。

表７　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　（単位：人）

障がい等級	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	10	12	14	17	15
２級	82	85	89	91	86
３級	34	32	41	49	59
精神障害者保健福祉手帳所持者数	126	129	144	157	160

※各年４月１日現在

図９　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

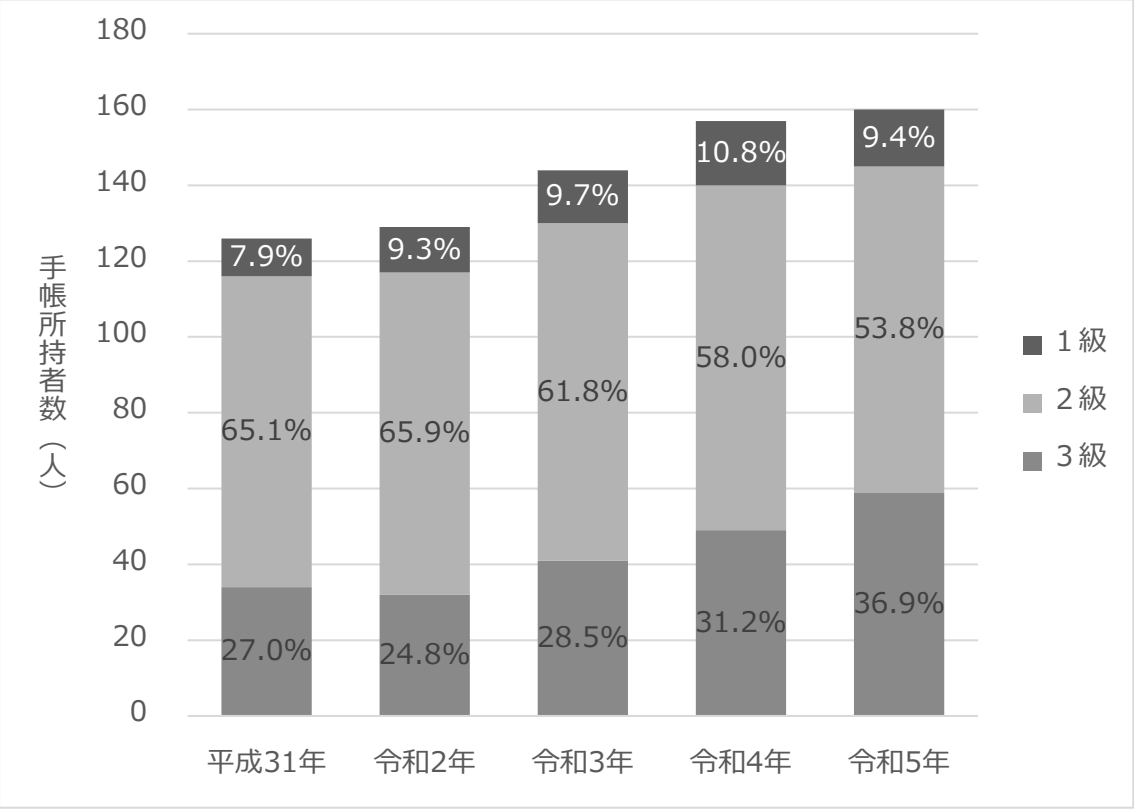

※各等級の割合は小数点以下第２位を四捨五入しており、合計値が必ずしも 100 とはなりません。

表８　自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移　　（単位：人）

	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
受給者数	234	244	272	267	272

※各年４月１日現在

図１０　自立支援医療（精神通院医療 ）受給者数の推移

※　精神保健福祉法第５条に規定する精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する方です。障害者総合支援法に規定される精神障害者の方は、様々な福祉サービスや通院の医療費を助成する自立支援医療の対象者となります。精神障害者であっても、本人が申請されないため精神障害者保健福祉手帳を所持していない方や、自立支援医療の制度を利用していない方もいます。

第３章 サービス等の目標値

福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 町の目標値

令和８年度末における地域生活に移行する者の目標値として、地域の実情を鑑みて、令和４年度末時点の施設入所者数３３人のうち、２人（6.1%）の方が地域での生活を送れるよう、それぞれのニーズに合わせた支援を充実させ、地域生活への移行を進めます。また、令和８年度末時点における施設入所者の削減の目標を、令和４年度末時点の３３人から２人（6.1%）と設定します。

項目	数値目標		考え方
令和４年度末の 施設入所者数(A)	基準値	３３人	令和４年度末時点の施設入所者数
令和８年度末の 施設入所者数(B)	目標値	３１人	令和８年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	２人 （移行率 6.1%）	(A)のうち令和８年度末までに、施設入所からグループホーム等へ移行する者の数
入所者数 削減見込数(A)－(B)	目標値	２人 （削減率 6.1%）	令和８年度末時点の削減見込数

■ 国の基本指針

１．令和８年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。

２．令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 町の目標値

圏域では、保健、医療、福祉関係者による協議の場を、新川地域自立支援協議会精神部会に設置し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。令和８年度末時点において、１年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の整備量（サービス利用者数）を県との調整により設定します。これを勘案して、障害福祉サービス等の必要な見込みを行います。また下記に掲げる項目を活動目標として設定します。

保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項目	目標値	備考
保健、医療及び関係者による協議の場の開催回数（年間）	２回	新川地域自立支援協議会精神部会にて
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数（年間）	60人	新川地域自立支援協議会精神部会にて
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（年間）	１回	新川地域自立支援協議会精神部会にて

精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項目	目標値	考え方
精神保健医療福祉体制の基盤整備量	１２人	令和８年度末における地域移行が見込まれる長期入院患者数

精神障がい者等のサービス利用者数【各年度の見込量（１か月あたり）】

項目	目標値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者等の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者等の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者等の共同生活援助の利用者数	7人	7人	7人
精神障がい者等の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者等の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人	1人	1人

地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ **町の目標値**

令和８年度末までの間、新川圏域に地域生活支援拠点等を 1 か所整備するとともに、整備後は機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討します。

■ **国の基本指針**

令和８年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②強度行動障がいを有する障がい者の支援体制

■ **町の目標値**

令和８年度末までに強度行動がい者の状況や支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

■ **国の基本指針**

令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	数値目標（令和６年度～８年度）	考え方
地域生活支援拠点等の整備	１か所	新川圏域にて整備
コーディネーターの配置人数	１人以上	新川圏域にて配置
地域生活支援拠点等の機能充実のための運用状況の検証・検討の実施回数	各年度１回以上	新川地域自立支援協議会にて検証・検討
強度行動障がいを有する者の支援体制の整備	１か所	新川地域自立支援協議会にて整備

福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

■ 町の目標値

福祉施設からの一般就労者数は、令和３年度は５人（自立訓練（生活訓練）１人、就労移行支援事業０人、就労継続支援Ａ型事業２人、就労継続支援Ｂ型事業２人）となっており、令和８年度における福祉施設から一般就労へ移行する人については７人（就労移行支援事業２人、就労継続支援Ａ型事業３人、就労継続支援Ｂ型事業２人）と設定します。

基準年度	項目	数値目標		考え方
令和３年度	一般就労移行者数	基準値	５人	福祉施設を退所して一般就労した数
	自立訓練(生活訓練)	基準値	１人	自立訓練(生活訓練)事業から一般就労した数
	就労移行支援	基準値	０人	就労移行支援事業から一般就労した数
	就労継続支援A型	基準値	２人	就労継続支援A型事業から一般就労した数
	就労継続支援B型	基準値	２人	就労継続支援B型から一般就労した数
令和８年度	一般就労移行者数	目標値	７人 (1.4倍)	福祉施設を退所して一般就労する数
	就労移行支援	目標値	２人	就労移行支援事業から一般就労する数
	就労継続支援A型	目標値	３人 (1.5倍)	就労継続支援A型事業から一般就労する数
	就労継続支援B型	目標値	２人 (1.0倍)	就労継続支援B型事業から一般就労する数

■ 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和３年度の一般就労への移行実績の１．２８倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和８年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和３年度の一般就労への移行実績の１．３１倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることを鑑み、就労継続支援 Ａ 型事業については、令和３年度の一般就労への移行実績の概ね１．２９倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については、令和３年度の一般就労への移行実績の概ね１．２８倍以上を目指すこととする。

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合

■　**町の目標値**

利用者の希望や適性に応じて、より多くの一般就労及び就労定着に向けた支援の場を提供できるよう、事業者に対して制度の周知を図るとともに、連携を進め、令和８年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目標とします。

■　**国の基本指針**

令和８年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業の利用者数

■　**町の目標値**

就労定着支援事業の利用者数は、令和３年度は１人となっており、令和８年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、2 人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値目標		考え方
令和３年度の 就労定着支援の利用者数	基準値	１人	令和３年度末においてに就労定着支援事業を利用した数
令和８年度の 就労定着支援の利用者数	目標値	２人 (2倍)	令和８年度末において就労定着支援事業を利用する数

■　**国の基本指針**

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和８年度の就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和３年度の就労定着支援事業の利用実績の１．４１倍以上とすることを基本とする。

④就労定着支援事業所の就労定着率

■　町の目標値

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを目標とします。

項目	数値目標	考え方
就労定着率７割以上の事業所の割合	２割５分以上	令和８年度末において、就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合

■　国の基本指針

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。

障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

■ **町の目標値**

圏域に設置されている児童発達支援センターによる重層的な地域支援体制を継続します。また、令和８年度末までに保育所等訪問支援を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を目指します。

■ **国の基本指針**

令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

令和８年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

圏域内及び近隣の事業所において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを利用できる体制を目指します。

項目	数値	備考
令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	１か所以上	新川圏域にて設置

■ **国の基本指針**

令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

圏域では、新川地域自立支援協議会児童部会（医療的ケア児支援ネットワーク会議）を、医療的ケア児等の支援のための協議の場としています。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、新川圏域で１名以上の配置を目指します。都道府県が実施する、養成研修等への受講を促し、コーディネーターの配置を推進します。

項目	目標値			備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	１人以上	１人以上	１人以上	新川圏域にて配置

■ **国の基本指針**

令和８年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターの設置、相談支援体制の強化

新川地域自立支援協議会相談支援部会を、総合的・専門的な相談支援の実施と、地域の相談支援体制の強化を推進する場として位置付けています。また、地域の相談支援専門員に対する勉強会の開催、主任相談支援専門員による相談支援事業所への巡回訪問指導を行っています。引き続き、勉強会や巡回訪問を継続し、事例検討、サービス等利用計画の評価指導・助言を行い、相談支援従事者の人材育成を図るとともに、令和８年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を目指します。

項目		数値目標（令和８年度末）	備考
基幹相談支援センターの設置		１か所	新川圏域にて設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	４８件	
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	４８件	
	地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	４８件	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	１２回	
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	１人	

②協議会の体制の確保

協議会の各部会において、個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善等を図ります。

項目		数値目標			備考
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	１２回	１２回	１２回	新川地域自立支援協議会相談支援部会にて実施
	参加事業者・機関数	１６人	１６人	１６人	新川地域自立支援協議会相談支援部会にて実施
	専門部会の設置数	5	5	5	相談支援部会、児童部会、就労部会、精神部会、地域生活部会
	専門部会の実施回数	７０回	７０回	７０回	相談支援部会、児童部会、就労部会、精神部会、地域生活部会にて実施

■ **国の基本指針**

令和８年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県等が実施する研修や情報共有の場に職員が積極的に参加します。また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用したサービスの利用状況の把握と検討を行い、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と結果を共有し、障害福祉サービスの質を向上させるための取組を維持します。

項目	目標値			備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	１人以上	１人以上	１人以上	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその共有回数	年１回以上	年１回以上	年１回以上	新川地域自立支援協議会にて実施

■ **国の基本指針**

令和８年度末までに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表第一の十

項目	内容
障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払システムによる 審査結果の共有	障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

発達障がい者等に対する支援について

発達障がい者及びその家族が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、引き続き事業を行っていきます。また、圏域において課題等を共有し、支援の検討を進めていくとともに、各関係団体等と連携・協力して実施していきます。

項目	目標値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	１０人以上	１０人以上	１０人以上
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）	１０人以上	１０人以上	１０人以上
ペアレントメンターの人数	１人以上	１人以上	１人以上
ピアサポートの活動への参加人数	１人以上	１人以上	１人以上

■ **国の基本指針**

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制を確保することが重要である。

第４章　障害福祉サービス等の提供と見込み量確保の方策

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法による給付の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。

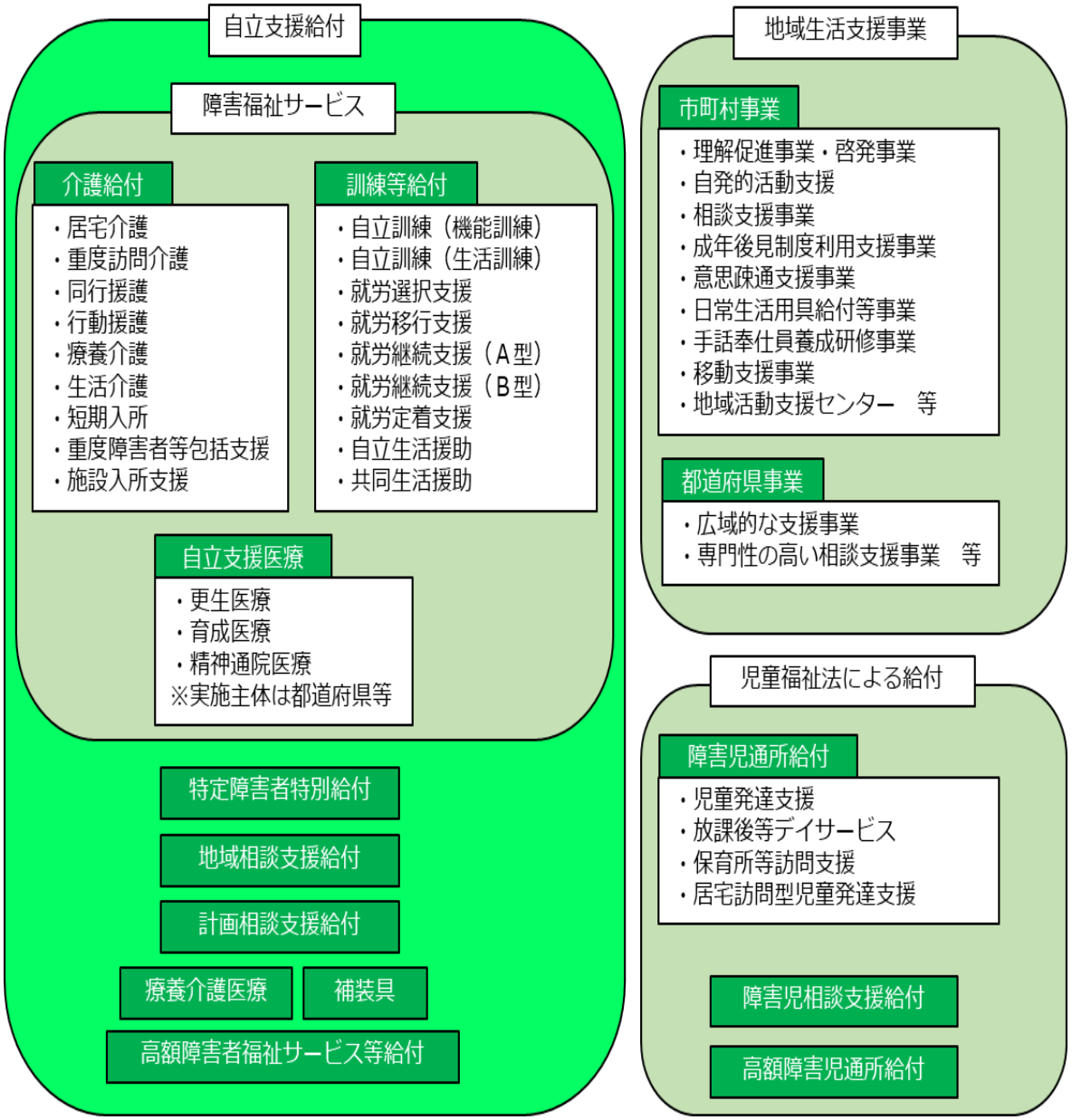

訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	・障がい者 ・障がい児	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等の 身体介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由又は知的障がいもしくは 精神障がいがあり常に介護が必要とする方	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは 精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅で 食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の 移動支援等を行います。
行動援護	・自閉症、てんかん等のある重度の 知的障がい児・者、統合失調症等のある 重度の精神障がい者で常時介護を要する方	自傷、徘徊等の危険を回避するために 必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	・ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）患者などの 極めて重度の身体障がい者 ・強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、 極めて重度の精神障がい者	極めて重度の障がいのある方に 居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	・視覚障がいにより移動に 著しい困難を有する障がい者等	視覚障がいのある方に外出時に同行し、 移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

訪問系サービスの計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度 （2023年度）	令和６年度 （2024年度）	令和７年度 （2025年度）	令和８年度 （2026年度）
居宅介護	人	18	21	21	21
	時間	209	231	231	231
重度訪問介護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性

・福祉施設からの退所者や、入院施設からの退院などによる地域生活への移行による利用者数の増加が見込まれることと提供体制が確保されていないサービスの確保のために、関係機関や事業者と情報を共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
・重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護については利用実績がないことからサービス内容や対象者について引き続き十分な情報を提供できるように努めます。
・サービスを必要とする人の把握に努め、利用希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう情報提供を行います。

日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	・常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分３以上の方（施設に入所する場合は、区分４以上）	常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	・地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な障がい者	一定期間、地域生活に必要な身体機能の向上を目的とする訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者	一定期間、地域生活に必要な生活能力の向上を目的とする訓練を行います。
就労選択支援	・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者 ・現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者	障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行支援	・65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上を目的とした訓練、就活支援、職場定着支援を行います。
就労継続支援（Ａ型）	・65歳未満（利用開始時）で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者で、就労移行支援により、一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、その他の就職に必要な知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援（Ｂ型）	・就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される障がい者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（Ａ型）の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労が困難となった人、50歳達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援（Ａ型）の利用が困難と判断された人	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。【非雇用型】
就労定着支援	・就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障がい者で、就労によって環境が変化したことにより、生活面などに課題が生じている人	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	・入院中かつ常時介護を必要とする障がい者で、ＡＬＳなどにより呼吸器管理を行っており、障害支援区分が区分６以上の方 ・筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分５以上の方	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護、日常生活の支援を行います。
短期入所（福祉型）	・障害支援区分が区分１以上である障がい者 ・障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障がい児	居宅で介護する方が病気等の場合に、障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
短期入所（医療型）	・遷延性意識障がい児・者、ＡＬＳ等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する方 ・重症心身障がい児・者	居宅で介護する方が病気等の場合に、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

日中活動系サービスの計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
生活介護	人	60	69	69	69
	人日	1140	1311	1311	1311
うち重度障がい者に係る見込量	人	18	19	19	19
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	1	1	1
	人日	0	10	10	10
うち精神障がい者に	人	0	1	1	1
係る見込量	人日	0	10	10	10
就労選択支援	人	0	0	1	1
就労移行支援	人	2	7	7	7
	人日	40	140	140	140
就労継続支援（Ａ型）	人	14	15	15	15
	人日	266	285	285	285
就労継続支援（Ｂ型）	人	74	81	81	81
	人日	1258	1377	1377	1377
就労定着支援	人	1	2	2	2
療養介護	人	7	7	7	7
短期入所（福祉型）	人	10	13	13	13
	人日	50	65	65	65
うち重度障がい者に係る見込量	人	1	1	1	1
短期入所（医療型）	人	1	1	1	1
	人日	1	1	1	1
うち重度障がい者に係る見込量	人	0	0	0	0

サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性

・近隣自治体等と連携し、町内に限らず、町外でもサービス提供ができるよう、また、利用ニーズに応えるサービス提供ができるようサービス提供事業者とも連携を深めます。

・就労移行支援については、障がい者の一日も早い自立生活を目指すために、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。

・特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。

居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
自立生活援助	・障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する人	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等を行い、課題解決に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	・障がい者（身体障がい者にあっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人）	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上で必要性が認定されている援助を行います。
施設入所支援	・介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分４以上の人	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

居住系サービスの計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
自立生活援助	人	0	1	1	1
うち精神障がい者に係る見込量	人	0	1	1	1
共同生活援助	人	32	34	34	34
うち精神がい者に係る見込量	人	7	7	7	7
うち重度障がい者に係る見込量	人	1	1	1	1
施設入所支援	人	35	35	33	31

サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性

・今後もサービス提供体制確保のために、関係機関や事業者と情報共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。
・施設入所支援については、サービスを必要とする人が利用できるように、事業所と連携を図りながら利用者ニーズに応じて、住み慣れた地域での居住の場の確保に努めます。
・入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、今ある社会資源の活用や情報を提供できるよう努めます。
・特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。

相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請の際に、利用者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を踏まえてサービス等利用計画案を作成します。支給決定後はサービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	18歳以上の障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談や外出時の同行支援、住居確保等を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしをしている障がいのある方等を対象に、常時支援するための連絡体制を整備します。

相談支援の計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
計画相談支援	人	30	30	30	30
地域移行支援	人	0	1	1	1
うち精神障がい者に係る見込量	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	1
うち精神障がい者に係る見込量	人	0	1	1	1

サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性

・計画相談支援は障害福祉サービスの支給決定に必要です。自立支援協議会の相談部会等において、相談支援専門員の質の向上の促進を図ります。

・障がい種別にかかわらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会への積極的な参加促進を図ります。

・すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、関係機関や事業者と情報共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。

第５章　障害児通所支援等の提供と見込み量確保の方策

障害児通所支援

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	・就学前の障がいのある児童	児童発達支援センター・児童発達支援事業所において、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	・就学している障がいのある児童	放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を実施するとともに、居場所づくりも行います。
保育所等訪問支援	・保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障害児施設で指導経験のある児童指導員・保育士等が保育所を訪問し、障がい児本人と訪問施設のスタッフに対して、障がい児が集団生活に適するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	・重度心身障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児通所支援の計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
児童発達支援	人	6	10	10	10
	人日	72	120	120	120
放課後等デイサービス	人	24	32	32	32
	人日	336	448	448	448
保育所等訪問支援	人	1	7	7	7
	人日	1	7	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0

サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性

・サービス提供体制確保のために、関係機関や事業者と情報共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。

・特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。

障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成する障害児支援利用援助と、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を図る継続障害児支援利用援助を行います。

障害児相談支援の計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障害児相談支援	人	6	7	9	11

サービス見込量の確保のための方策及び今後の方向性

・障害児相談支援は障害児通所支援の支給決定に必要です。自立支援協議会の相談部会等において、相談支援専門員の質の向上の促進を図ります。
・障がい種別にかかわらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会への積極的な参加促進を図ります。
・すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、関係機関や事業者と情報共有し、事業者等に対して助言・援助を行います。

第６章　地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、市町村の必須事業として位置づけられるものと、市町村の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

必須事業

理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で妨げになる「社会的障壁」や「心理的障壁」を除去するため、障がいのある方への理解を深めるための啓発を行います。

理解促進研修・啓発事業の計画

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族又は地域住民による、地域における自発的な活動（交流会活動や災害対策等）に対する支援を行います。

自発的活動支援事業の計画

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

障害者相談支援事業

障がいのある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供等の支援を行うとともに、虐待防止や権利擁護のための援助を行います。また自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークを構築します。

障害者相談支援事業の計画

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
障害者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある方等で、補助を受けなければその利用が困難な方に対して費用の助成を行います。

成年後見制度利用支援事業の計画（１年あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を行う、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

意思疎通支援事業の見込み（１年あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	48	44	44	44

日常生活用具給付等事業

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

日常生活用具給付等事業の見込み（１年あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
介護・訓練支援用具	件	4	2	2	2
自立生活支援用具	件	0	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	4	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	1	2	2	2
排泄管理支援用具	件	540	576	576	576
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2	2

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出の際の移動支援を行います。

移動支援事業の計画（１年あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
移動支援事業	人	2	3	3	3
	時間	10	40	40	40

地域活動支援センター事業

障がいのある方が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等を行います。

地域活動支援センター事業の計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
地域活動支援センター事業	人	6	6	6	6

任意事業

日中一時支援事業

障がいのある方を日常的に介護している家族が一時的な休息をとれるように、昼間に介護等を行う日中ショートステイ事業、日中デイサービス事業を行います。

日中一時支援事業の計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
日中一時支援事業	箇所	10	10	10	10
	人	27	27	27	27

訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービス事業の計画（１月あたり）

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1
	人	1	1	1	1

生活訓練事業

在宅の障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人への活動支援を行うことにより、生活資質向上を図り社会復帰を促進する事業を行います。

生活訓練事業の計画

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
生活訓練事業	実施の有無	有	有	有	有

芸術文化活動振興事業

障がい者等の芸術文化活動を振興することにより、障がい者等の社会参加を促進する事業を行います。

芸術文化活動振興事業の計画

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
芸術文化活動振興事業	実施の有無	有	有	有	有

第７章　計画の推進に向けて

制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握しきれていない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが重要です。

そのため、広報誌や各種パンフレット、ホームページなどの様々な広報媒体を活用し、制度の周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

また、地域住民の障がいに対する理解を深めるために本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを認め、地域住民同士が支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

関係機関等の連携

新川圏域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）の障がい福祉に関する関係機関、事業者、障がい者団体等を構成員とし、新川地域自立支援協議会を平成１９年５月に設置しています。障がい者支援に必要なネットワークを構築し、障がい福祉に関する事例検討等を通して、相談支援体制の強化を図っていきます。

また、県自立支援協議会から自立支援協議会への助言や支援を受け、関係機関等とも連携し事業を進めていきます。障害福祉計画及び障害児福祉計画については、新川地域自立支援協議会からの意見を聴き、計画の策定・変更に取り組んでいきます。

計画の評価・進捗管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、年１回、点検・評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、ＰＤＣＡサイクルによる計画の進捗管理を進めます。

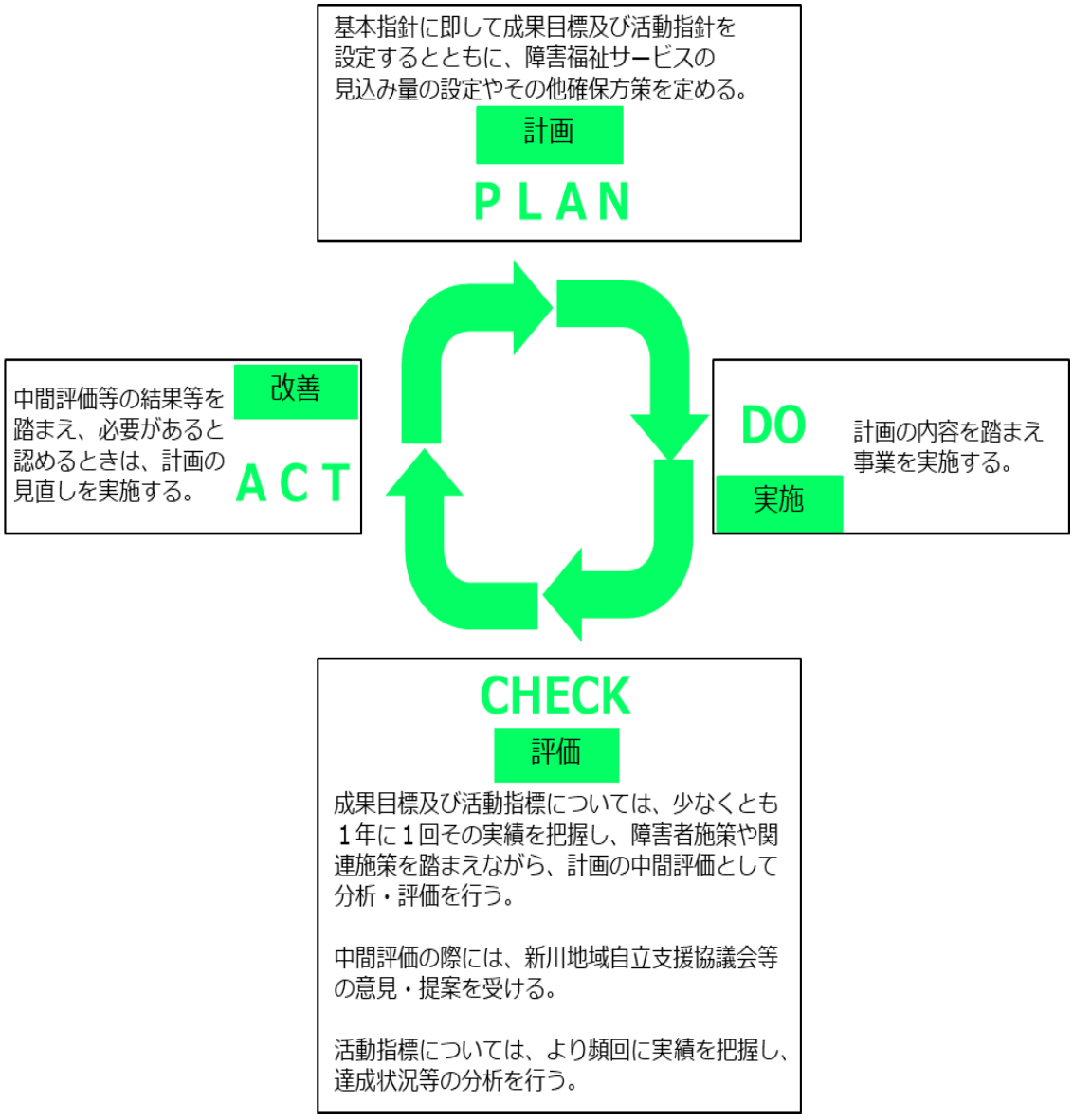

資料

計画策定の主な経過

◆計画策定の主な経過

年月	委員会等名称	報告・議事内容等
令和５年１１月~令和６年３月	富山県との調整	第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の数値目標、サービス見込量の調整
令和５年７月~８月	ニーズ調査	障がい児等福祉に関するアンケート調査、障害福祉サービス事業所アンケート調査の実施
令和５年１１月	数値目標・サービス見込量の中間報告	
令和６年１月	新川地域自立支援協議会委員会 新川地域自立支援協議会幹事会	第７期入善町障害福祉計画・第３期入善町障害児福祉計画（素案）について意見聴取
令和６年３月	富山県の意見回答 第７期入善町障害福祉計画・第３期入善町障害児福祉計画の策定 第７期入善町障害福祉計画・第３期入善町障害児福祉計画の公表	

新川地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　新川地域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）における障害者相談支援事業の効果的実施と障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、新川地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌業務）

第２条　協議会は次の事項について協議を行うものとする。

（１）委託相談支援事業の運営に関すること。（中立・公平性を確保するため）

（２）障害福祉に関する各般の困難事例への対応に関すること。

（３）地域における関係機関によるネットワークの構築、社会資源の開発等に関すること。

（４）市町相談支援機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。

（５）市町障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。

（６）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。

（７）その他協議会が必要と認めた事項。

（組織）

第３条　協議会は、委員２５人以内をもって組織する。委員は、新川地域の障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、教育・雇用、当事者・障害者団体、学識経験者、企業、ボランティア等の関係者とする。

（会長・副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（幹事会）

第６条　協議会の円滑な運営のため、幹事会を置く。

２　幹事は、関係市町担当者、指定相談事業者、厚生センターより選任する。

（会議）

第７条　協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

２　協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（専門部会及び協力団体）

第８条　協議会は専門的分野（虐待、発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、各障害福祉サービス事業者を中心とした専門部会を設置するものとし、その専門部会における協議等の結果を協議会に報告しなければならない。また、協力団体の出席を求め、必

要に応じて意見を聞くものとする。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、新川地域市町において行なう。

（報酬及び費用弁償）

第１０条　委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年５月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１２月２２日から施行する。

新川地域自立支援協議会委員名簿

（敬称略）

役　職	氏　名	所属団体	職　名	区　分
委　員	小島　志保子	ほほえみ家族会	会長	障害者団体
委　員	山本　悦子	手をつなぐ育成会下新川エリア会	理事	
委　員	石田　三三明	魚津市障害者連合会	会長	
委　員	戸田　千春	魚津市社会福祉協議会	事務局長	指定相談支援事業所 (障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者)
会　長	石﨑　敏秀	新川むつみ園	園長	
副会長	上波　　薫	サポート新川	センター長	
委　員	岩城　圭一	富山県立にいかわ総合支援学校	校長	教育・雇用関係者
委　員	山岸　さとみ	魚津公共職業安定所	所長	
委　員	西村　静香	新川障害者就業・生活支援センター	主任就業支援ワーカー	
委　員	石倉　由紀	ＹＫＫビジネスサポート株式会社	人事業務部長	企業関係者
委　員	草原　庄一	新川地域精神保健福祉推進協議会	会長	学識経験者等
委　員	大江　　浩	富山県新川厚生センター	所長	保健・医療関係者
委　員	河村　瑞穂	富山県新川厚生センター　魚津支所	支所長	
委　員	森山　　明	魚津市健康センター	所長	
委　員	福澤　祐子	黒部市保健センター	健康増進課長	
委　員	小路　知子	入善町保健センター	課長	
委　員	島田　亜由美	朝日町保健センター	係長	
委　員	鳴河　宗聡	魚津緑ヶ丘病院	院長	
委　員	新田　正昭	下新川郡医師会	会長	
委　員	柿本　尚子	魚津市立つくし学園	園長	
委　員	大﨑　雅子	海望福祉会	理事・総合施設長	
委　員	山本　春美	魚津市社会福祉課	課長	行　　政
委　員	越　雄一	黒部市福祉課	課長	
委　員	腰本　高輝	入善町保険福祉課	課長	
委　員	小川　洋道	朝日町健康課	課長	

第７期入善町障害福祉計画

第３期入善町障害児福祉計画

発　行　日　　令和６年３月
発行・編集　　入善町　保険福祉課
〒939-0693　　富山県下新川郡入善町入膳 3255
TEL(0765)72-1100(代)
入善町ホームページ
https://www.town.nyuzen.toyama.jp/